

宮 代 町
避難行動要支援者に関する全体計画

平成30年4月

令和8年7月改定

宮代町

目 次

1	本計画の策定目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	要配慮者及び避難行動要支援者の範囲	2
4	避難支援等関係者となる者	3
5	避難行動要支援者名簿の作成等	4
	(1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法	4
	(2) 名簿の記載事項	4
	(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ・管理・更新に関する事項	4
	(4) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認	5
	(5) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供	5
	(6) 避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置	5
	(7) 名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応	5
6	避難行動要支援者の個別避難計画の策定等	5
	(1) 避難支援等関係者の安全確保	6
	(2) 個別避難計画の策定	6
	(3) 個別避難計画の利用及び提供	7
7	秘密保持義務	7
8	避難行動要支援者の避難支援体制	7
	(1) 避難のための情報伝達	8
	(2) 避難行動支援	8
9	避難所における支援対策	9
	(1) 要配慮者の避難所・支援体制	9
	(2) 避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制	9
	(3) 避難所からの福祉避難所への移送	9
10	福祉避難所における支援体制	9
11	在宅避難の要配慮者に対する支援	10
12	日頃の見守りと避難訓練の実施	10
	(1) 日頃の見守り	10
	(2) 防災訓練	10
13	本計画の見直し	11

1 本計画の策定目的

平成16年7月、新潟・福島、福井で発生した豪雨災害において、災害時に弱い立場に置かれる障がい者や高齢者など災害時要援護者の方々への防災対策が、大きな課題として改めて浮き彫りとなり、国は平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定し、その後、災害対策基本法の改正等を踏まえ、令和3年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、「取組指針」という。）」を策定し、令和7年6月に更新しました。

宮代町では、平成18年の地域防災計画の大幅な改訂により、平成19年9月から災害時要援護者登録制度を開始し、平成21年には、避難者支援マニュアルを策定し、災害時要援護者対策を進めてきました。

平成23年3月の東日本大震災においては、死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、こうした教訓を踏まえ、国は、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援等がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、条例等に定めがある場合を除き、本人から同意を得て避難支援等関係者に情報提供することが定められました。

また、令和3年5月の災害対策基本法の改正では、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とし、個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成・更新に関する留意事項が定められました。

そこで当町では、令和3年5月及び令和7年6月の取組指針の内容等を踏まえ、「宮代町避難行動要支援に関する全体計画」を見直し、改訂版を策定しました。本計画は、避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画の作成を進めるとともに、地域住民、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉専門職等が連携し、平常時から災害時に安心して避難できる地域づくりを推進することを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、災害対策基本法及び宮代町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・活用並びに避難支援体制の整備に関する基本的な考え方を定めるものであり、宮代町地域防災計画における要配慮者対策を具体化する計画として位置付けます。本計画は、防災部局、福祉部局をはじめ、自治会、自主防災組織、陰性委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉専門職その他の関係機関が連携し、避難行動要支援者の避難支援体制を推進するための共通指針とします。

宮代町地域防災計画
避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

要配慮者対策を
重点的に具体化

宮代町避難行動要支援者に関する全体計画

3 要配慮者及び避難行動要支援者の範囲

要配慮者は、町内に住む高齢者、身体障がい者、難病患者、知的障がい者、精神障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人等、災害時に何らかの配慮が必要な方々であり、当町における避難行動要支援者は、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援の必要と認められる者で次のいずれかの条件に該当する方とします。

- ①介護保険制度の要介護度 3 以上の認定を受けている方
- ②視覚障害 1 級・2 級、聴覚障害 2 級、上肢機能障害 1 級・2 級、下肢機能障害 1 級・2 級、体幹機能障害 1 級～3 級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ③精神障害者保健福祉手帳 1 級を受けている方
- ④療育手帳④又は A の交付を受けている方
- ⑤その他、前各号に掲げる者のほか、町長が避難支援を必要と認める者

宮代町災害時要援護者登録制度実施要領第 2 条第 1 項第 3 号「75 歳以上のひとり暮らしの者」、第 4 号「75 歳以上の高齢者のみの世帯の者」、第 6 号「前各号に掲げる者の他支援が必要な者」として登録した者、今後の登録を希望する者については⑤として支援の対象とします。

また、①については健康介護課が、②～④については福祉課が管理し、⑤については対象者の状況に応じ、健康介護課及び福祉課において調整するものとします。対象者が複数の区分に該当する場合は、関係課が相互に連携し、情報の共有及び適切な管理を行うものとします。

なお、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成に当たっては、災害リスク、心身の状況、生活環境及び地域の支援体制等を踏まえ、優先度の高い者から順次作成を進めるものとします。

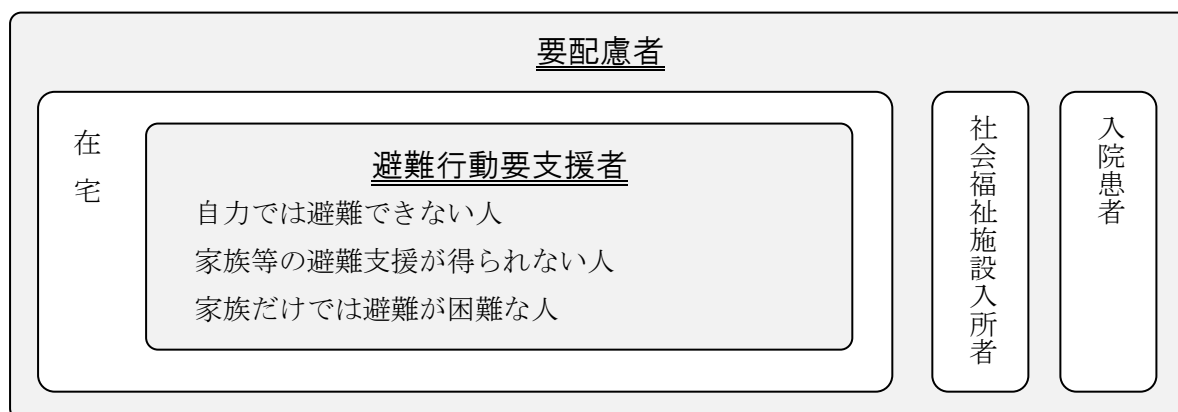
■参考 対象者数（介護保険の認定を受けている方、手帳の交付を受けている方）

令和8年4月1日現在

要介護認定者・その他 (担当課 健康介護課)	要介護認定3以上の認定を受けている者 (40歳以上)		139名
	その他		121名
障がい者 (担当課 福祉課)	身体障がい	視覚障害1級・2級 聴覚障害2級 上肢機能障害1級・2級 下肢機能障害1級・2級 体幹機能障害1級～3級	179名
	精神障がい	1級	10名
	知的障がい	㊤又はA	63名

※上記は介護保険の認定を受けている者、障害者手帳の交付を受けている者の人数であり、避難行動要支援者は、このうち自ら避難することが困難であり、家族等の支援も十分に得られない状況にある方です（人数については、重複があります）。

■要配慮者と避難行動要支援者のイメージ図



4 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者は、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難誘導等支援ができ、地域の特性や実情を理解・把握している自治会・自主防災組織を基本とし、地域において日頃から見守り活動や支え合い活動を行う団体として、民生委員・児童委員、地域包括支援センター（高齢者相談センター）、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員その他福祉専門職、社会福祉協議会、消防機関（消防団を含む）、警察とします。

また、避難支援等関係者は、災害時の避難支援のみならず、平常時から避難行動要支援者の状況把握、個別避難計画の作成及び更新への協力、避難訓練への参加等を通じて、地域における避難支援体制の充実に努め、それぞれの専門性を生かしながら相互に連携し、避難行動要支援者の命を守るための支援体制の構築に努めるものとします。

5 避難行動要支援者名簿の作成等

災害対策基本法及び宮代町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎情報となる避難行動要支援者名簿を作成・保管します。また、個別避難計画の作成、避難訓練、平常時の見守り活動等に活用し、実効性のある避難支援体制の整備に努めるものとします。

(1) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者に関する情報については、改正災害対策基本法の定めにより、次の情報源から情報収集します。

また、下記①の情報について、町は避難行動要支援者名簿の適切な作成及び更新の為、必要に応じて個人番号制度を活用し、関係部局が保有する情報を効率的に収集・共有するとともに、②から⑧の町が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められるときは、県知事、本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員、相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員・児童委員など）に対して情報提供を求めることとします。

① 町の実施執務によるもの

ア 要支援・要介護認定者一覧

イ 障害者手帳台帳

ウ 住民基本台帳

② 埼玉県の実施執務によるもの

難病患者に係る情報

③ 民生委員・児童委員

④ 宮代町社会福祉協議会

⑤ 地域包括支援センター（高齢者相談センター）

⑥ 居宅介護支援事業所

⑦ 相談支援事業所

⑧ 警察

⑨ 消防機関

⑩ 自主防災組織

⑪ 医療機関

(2) 名簿の記載事項

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、緊急連絡先、その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由を記載するものとします。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ・管理・更新に関する事項

災害時の利用を想定し、町は避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に

努めます。また、避難行動要支援者名簿情報の更新及び名簿対象者の新規追加・変更・削除は、避難支援等関係者と連携して町が行い、少なくとも年に1回以上、関係部局と連携して名簿情報の確認・更新を行うとともに、死亡、転出、施設入所等の情報を把握した場合には、その都度必要な修正を行い、適宜新しい情報を管理しておくとともに更新された情報は町及び避難支援等関係者間で適切に共有します。

更に、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておきます。

(4) 避難行動要支援者名簿の情報提供に関する同意確認

町は、避難行動要支援者に対して制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報の提供について、書面により同意確認を行います。なお、重度の認知症や障がい等により、本人の意思確認が困難な場合、親権者や法定代理人等からの同意をもって、本人同意に代えます。

(5) 避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者への提供

災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者名簿をあらかじめ避難支援の実施に必要な範囲で、避難行動要支援者本人等の同意に基づき、避難支援等関係者に提供します。また、名簿提供後も、内容に変更があった場合には、必要に応じて更新した情報を提供するものとします。

(6) 避難行動要支援者名簿の提供に際し情報漏えいを防止するために講じる措置

町は、避難行動要支援者名簿を施錠可能なキャビネット、書庫等にて保管するとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じます。また、避難支援等関係者に対する名簿の提供に際し、個人情報の保護・重要性について十分な説明を行うとともに、厳重かつ適切な安全管理措置を徹底させるものとし、名簿情報の利用目的を超えた使用及び第三者への提供を禁止します。

(7) 名簿情報を提供することに不同意であった者に対する対応

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合で、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、提供の拒否の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等にあたるよう要請します。また、提供に拒否したとしても、平常時から地域との関わりや見守りを否定するものではありません。

6 避難行動要支援者の個別避難計画の策定

個別避難計画の作成、更新、訓練、見直しを通じて、避難行動要支援者が災害時に安心して避難できる地域づくりを推進するものとします。

（１）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の生命および身体の安全確保を最優先に、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を実施することが原則です。

（２）個別避難計画の策定

個別避難計画は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者の状況を踏まえ、当該避難行動要支援者について優先度の高い者から避難支援等を実施するための個別避難計画の作成を進めます。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではありません。

避難行動要支援者名簿の情報に基づき、本人の生活状況や支援体制については、避難行動要支援者及びその家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、地域包括支援センター（高齢者相談センター）、その他の福祉専門職と連携し作成します。また、避難先までの避難経路や支援者については、地域の特性や実情を理解、把握している自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員と連携し作成します。さらに、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員以外の避難支援等関係者はコーディネーターとして個別避難計画作成への協力を得ながら、災害時の避難行動支援等をより実効性のあるものとします。

なお、策定にあたっては以下の点に配慮することとします。

- ①避難支援等関係者自身の不在や被災も考慮し、一人の避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完しあいながら支援にあたること。
- ②一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、また年齢や特性等に配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。
- ③ハザード区域への居住状況、本人の心身の状態、独居・高齢者のみ世帯、地域の支援体制等を勘案し、優先度の高い者から順次進めること。
- ④本人の状況や支援者の変更、転居、施設入所その他生活環境の変化に応じ、必要な見直し及び更新を行うこと。
- ⑤可能な限り災害による被害の影響を受けない経路、整備された広い道路による経路、安全かつ最短となる経路等を考慮して避難経路を定めること。また、周辺道路において、避難に支障が生じる状況を確認した場合は、町に対し連絡すること。

⑥個別避難計画の作成に必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、町は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めること。

⑦個別避難計画は、避難訓練や日頃の見守り活動等を通じて確認し、必要に応じて修正を行うこと。

(3) 個別避難計画情報の利用及び提供

①個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために町の内部で利用することができます。

②災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町の地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供できるものとします。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者の同意が得られない場合は、提供できません。

③災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しません。

④上記に定めるもののほか、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をします。

7 秘密保持義務

個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくは、その職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはいけません。

また、避難支援等関係者に対しては、名簿及び個別避難計画情報の適正な取扱いについて、必要な説明及び周知を行うものとします。

8 避難行動要支援者の避難支援体制

避難行動要支援者が地域の実情や災害の状況に応じて、効果的に避難を行えるよう、町は安全確保に配慮するよう努めるとともに、個別避難計画で定めるとおりの避難行

動支援ができない状況も起こり得ることから、平常時から避難行動要支援者、家族及び避難支援等関係者が避難方法や役割を共有し、災害時に円滑な避難支援が実施できるよう努めるものとします。

なお、避難支援は避難行動要支援者本人の自助、家族等による共助及び地域による支え合いを基本とし、町はその体制づくりを支援するものとします。

（１）避難のための情報伝達

避難行動要支援者が円滑に避難するため、または避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、町は情報の伝達にあたっては、下記の点に配慮し、防災行政無線、防災メール、ホームページその他多様な除法伝達手段を活用し、きめ細かい情報配信に努めます。

- ①高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること
- ②障がい等の状況により、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ③高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで配信すること

（２）避難行動支援

避難準備情報の発令等により避難が必要と判断された場合は、個別避難計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を実施します。

①避難準備

避難行動要支援者と避難支援等関係者は、災害発生直後から、あらかじめ定めておいた避難準備及び避難行動支援準備を開始します。

②避難開始

個別避難計画に基づき、避難支援等関係者は避難行動要支援者に対して避難する場所までの避難行動支援を行います。なお、避難支援等関係者や近隣住民は、個別避難計画で定めた避難方法や地域で定めている避難ルールに従い、声かけ避難を行うなど、その状況下で可能な避難行動支援を行います。

なお、避難経路等関係者は、自ら及び家族の安全を確保した上で、可能な範囲で避難支援を行うものとします。

③避難直後

避難が完了し、安全が確保された時点で、避難支援等関係者及び町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、避難支援等関係者、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなど多様な主体と連携して、避難行動要支援者に関する情報の把握に努めます。安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、安否確認を進め、安否が確認された避難行動要支援者については、それぞれの特性に応じて必要な対応や配慮を実施するものとします

必要に応じて介護支援専門員（ケアマネジャー）、相談支援専門員、地域包括支援センター（高齢者相談センター）等と連携し、避難生活の継続に必要な支援につなげるものとします。

9 避難所における支援対策

（１）避難行動要支援者の避難所・支援体制

避難行動要支援者の避難所及び支援体制については、宮代町地域防災計画に基づき、適切に対応するとともに、避難行動要支援者の障がいの状況、年齢、医療的ケアの必要性その他個々の状況に応じた配慮を行います。

（２）避難所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制

避難所の責任者は、避難支援等関係者から避難行動要支援者及び避難行動要支援者名簿情報の引継ぎと協力を得て、避難所における避難行動要支援者の支援を実施します。また、個別避難計画の内容についても避難所運営に活用します。

（３）避難所からの福祉避難所への移送

医療や福祉的配慮の必要性が高い要配慮者については、速やかに医療機関や社会福祉施設、または福祉避難所等の適切な受入れ先に移送します。また、移送にあたっては車両・車いす等を活用することとします。なお、福祉避難所への受入れは、避難者の状態を確認した上で必要性を判断し、受入施設と調整のうえ実施するものとします。

10 福祉避難所における支援体制

町は、通常の避難所では対応が困難な避難行動要支援者が避難する二次避難所として、令和8年7月現在、下記の12施設を福祉避難所として協定を締結しています。今後も福祉避難所の円滑な開設及び運営に向け、協定締結施設との定期的な情報共有、受け入れ態勢の確認、訓練及び必要な見直しを行うものとします。また、福祉避難所となる社会福祉施設や企業団体等と物資や人員等に関する調整を進め、二次避難所の受入態勢の充実に努めます。

	福 祉 避 難 所 名	住 所	電 話
1	埼玉県立宮代特別支援学校	宮代町金原 636-1	3 5 - 2 4 3 2
2	公設宮代福祉医療センター六花	宮代町須賀 177	3 6 - 2 7 6 0
3	特別養護老人ホームみどりの森	宮代町和戸 1780-1	3 4 - 8 8 8 1
4	特別養護老人ホームふるとねの郷	宮代町和戸 860-1	3 7 - 3 3 8 8
5	ハーモニーライフ宮代	宮代町字道佛 22	3 6 - 1 2 1 2
6	デイサービスセンターもみの木	宮代町字道佛 531-1	3 3 - 5 5 0 1
7	特別養護老人ホームもみの木	宮代町字金原 567	3 3 - 5 5 8 0
8	グループホーム喜樂里	宮代町川端 3-8-25	3 3 - 3 8 6 8
9	グリーンライフ宮代	宮代町大字須賀 1295	3 6 - 1 1 6 5
1 0	ケアタウン宮代	宮代町須賀 1420-1	3 2 - 6 1 5 1
1 1	介護老人保健施設は一とびあ	宮代町字山崎 478-9	3 6 - 2 1 2 2
1 2	特別養護老人ホームひだまりの郷	宮代町姫宮 165-1	3 7 - 3 8 0 1

11 在宅避難の避難行動要支援者に対する支援

自宅の被災状況等により、避難所への避難を必要とせず自宅等にとどまっている要支援者について、被災により日常生活が困難になることが予想されることから、町は避難支援等関係者と協力し、安否確認及びニーズ等の情報収集を行うとともに、介護、障害福祉、医療、保健福祉サービスとの連携を図り、支援物資等、必要な支援が適切に提供されるよう努めます。

12 避難行動要支援者に係る地域防災力の向上

町は、日頃の見守り活動をはじめ、地域の交流活動を通じて、平常時から顔の見える関係づくりを推進し、災害時における地域ぐるみの支援体制が確保されるよう啓発に努めます。

また、町は避難行動要支援者の参加による避難行動の訓練の実施や、避難行動要支援者本人及びその家族を含む地域住民への防災意識の普及・啓発を積極的に行うよう努めます。

(1) 日頃からの状況把握

避難支援等関係者及び近隣住民は、日頃からの見守り活動等を通じて避難行動要支援者の状況を把握し、災害時における避難行動要支援者の避難支援につながるよう努めます。

(2) 防災訓練

町は、地域で実施する防災訓練において、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者が個別支援計画に基づき避難行動訓練を実施することを推進します。

また、訓練の結果を踏まえ、必要に応じて個別避難計画の見直しを行います。

13 本計画の見直し

本計画は、災害対策基本法その他関係法令及び国の取組指針の改正並びに町の避難支援体制の整備状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。